財産の無償譲渡について

上記の議案を提出する。

令和6年6月10日

安芸高田市長職務代理者 副市長 米村 公男

財産の無償譲渡について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、次 のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

1. 財産の表示

(1) 土地

所 在 安芸高田市甲田町下小原字道下 222 番 2

地 目 宅地

面 積 209.35 m²

(2)建物

所 在 安芸高田市甲田町下小原字道下 216 番地、222 番地 2

家屋番号 216番の2

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

面 積 延床面積 454.39 m² (1 階 370.46 m²、2 階 83.93 m²) 建築年 1996 年 2 月 10 日

2. 相手方

所 在 安芸高田市向原町長田 1857 番地

名 称 社会福祉法人ひとは福祉会

代表者 理事長 佐竹 正充

3. 譲渡条件

障害者福祉を推進する事業に供すること。

4. 譲渡時期

2024 年度末